



歳入確保に向けた未利用地の売却について

亀山市では、多様な手法による歳入確保の取組の1つとして、将来にわたり公的利用が見込めない未利用地の売却を積極的に進めています。

今月16日には、亀田町落崎地内の旧市営住宅用地(4,417.23㎡)について、売却に係る一般競争入札公告を行ったところであり、来月4日まで入札参加申込みを受け付けています。一方、昨年度末に入札公告を行ったものの、入札参加者がなかった関町新所地内の旧若草住宅用地の一部(372.59㎡)及び旧新所住宅用地(690.52㎡)については、現在、先着順により購入希望者を募集しています。

また、昨日、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と市有財産売却の媒介に関する協定を締結したところであり、今後は、協定締結団体が持つノウハウやネットワークも活用しながら、未利用地の売却を積極的に進めてまいります。

なお、現在、売却手続きを進めている未利用地等の詳細は、別紙のとおりです。

【参考】

亀山市HP（市有地の売却について）

https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2025030300058/19_gyousei_zaisan.html